

社会福祉法人光温会役員等報酬規程

(目 的)

第一条 この規程は、社会福祉法人光温会（以下「法人」という。）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選任、解任委員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第二条 役員等には、次の通り報酬を支給する。

(1) 役員等については、報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第三条 役員等に対する報酬の額は、次の通りである。

(1) 報酬については、別表1（役員等の報酬）に定める額

(2) 年間の報酬総額については、別表1（役員等の報酬）に定める額

(当法人職員給与との併給)

第四条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第五条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

(1) 役員等に対する報酬は、会議に出席又は職務の為、出勤の都度、支給する。

(公表)

第六条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第七条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第八条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 次の諸規程等は、平成29年3月31日付けで廃止する。

① 役員の報酬等に関する規程（平成26年1月1日施行）

別表 1 (役員等の報酬)

(1) 評議員および評議員選任・解任委員

用 務	日 額
評議員会等会議出席	5,300 円
法人及び施設業務のための出勤	5,300 円

注、報酬総額は年 50 万円まで

(2) 理 事

用 務	日 額
理事会等会議出席	5,300 円
法人及び施設業務のための出勤	5,300 円

注、報酬総額は年 50 万円まで

(3) 監 事

用 務	日 額
理事会等会議出席	5,300 円
監事監査・法人及び施設業務のための出勤	5,300 円

注、報酬総額は年 50 万円まで